



在ルーマニア日本国大使館付属  
ブカレスト日本人学校

危機管理

マニュアル



令和6(2024)年4月

# 目 次

I ブカレスト日本人学校緊急時対応指針

II けがや病気への対応

III 感染症への対応

IV 火災への対応

V 地震への対応

①学校にて学習時

②バス乗車時

VI 不審者侵入への対応

VII テロ行為への対応

VIII スクールバス交通事故に対する対応

資料① 緊急時連絡先一覧

資料② 狂犬病対策マニュアル

# I ブカレスト日本人学校緊急時対応指針

この安全対策マニュアルは、ブカレストにおいて緊急事態（天災、内乱・暴動、火災等）が発生した時の学校の対処要領について、その基準を示したものである。

## 1 基本方針

### (1) 保護対象の優先順位

- ① 児童生徒の生命・身体の保護
- ② 教職員等の生命・身体の保護
- ③ 学校財産の保護

### (2) 緊急事態発生時の対処

- ① 安全の確保（被害を最小限に止め、新たな被害の再発を防止）
- ② 被害者の生命・身体の保護（救急車等の連絡）
- ③ 校長（教頭）へ迅速に報告 When,Where,Who,Whom,What,How
- ④ 校長（教頭）は諸機関へ連絡
- ⑤ 保護者への連絡
- ⑥ 被害の状況、対処の仕方、原因等についての記録
- ⑦ 外部（報道機関等）への対応窓口の一本化

## 2 緊急事態対応分担業務と指揮系統

### (1) 校長

- ・危機管理対策の長として指揮を執り、緊急事態対応の責任を負う。
- ・大使館担当領事と常に連絡を取り、情勢の把握に努める。
- ・運営委員長、文部科学省への報告、場合により相談を行なう。

### (2) 教頭

- ・情報収集に努め、校長を補佐し、指示の徹底を図る。

### (3) 教員

- ・校長の指示に従い、全員一致協力して全力を尽くす。

### (4) 現地スタッフ

- ・校長の指示に従い最善を尽くすとともに、情報収集にあたる。

### 3 学校安全管理上の確認事項

- (1) 連絡報告体制の確立と緊急・連絡網の点検
- (2) 職員出勤時、児童・生徒登校時の周囲の様子の確認(不審車・人物・物品等)
- (3) 児童生徒在校時の校舎および校地の巡回
- (4) 門、玄関の施錠、鍵の管理

#### 〈門、玄関の施錠〉

- ・職員は、門・玄関・職員室の鍵を携行する。
- ・最終退勤者が職員室・玄関・門を施錠する(職員室の鍵は必ず2回まわして閉める)。
- ・A棟のセキュリティーシステムを作動させる。
- ・常に門の鍵と、駐車場の門は閉めて施錠する。
- ・面識のない方のインターホンの対応は、外に出て確認してから解錠する。

- (5) 来校者(特に工事関係)への立ち合い

- (6) 救急セット、避難セット、要搬出学校財産の準備、確認

	通常設置	内 容
救急セット	職員室	救急箱 ファイル(連絡網、保健調査票縮小版、児童生徒調査票、病院一覧、危機管理マニュアル縮小版)
備蓄セット	ブカタリエ他	飲用水80リットル
学校財産	校長室	金庫内のもの全て(指導要録・健康診断票・卒業生台帳)

- (7) 校地内にある危険箇所の把握→毎月15日に安全点検を実施

- (8) 学校行事参観者チェック

#### 〈運動会〉

- ・担当者は、事前に参加者名簿を作成し、各担当幹事に通知する。

#### 〈秋祭り〉

- ・入り口に受付を設置し、「名簿記入」「名前フォルダー携帯」。職員室を施錠する。
- ・関係が明らかにならなければ、入場は認めない。

- (9) 防犯意識の高揚方策(大使館とも連携)

- ・夏休み前等の「防犯講話」の実施
- ・防犯(対テロ事案等)体制(さすまたの使用方法確認等)の講習会の実施

## 4 教育課程(安全教育)上の確認事項

(1) 児童生徒の発達段階に応じた危険予知や危機回避能力の育成。

- ・一人での行動はできるだけ避ける。
- ・人目のつかない所には近寄らない。
- ・見知らぬ人からの声かけや誘いに乗らない。
- ・外出時には行き先、同行者、帰宅予定時刻を告げる。
- ・危険な目に遭いそうだったら、逃げる、大声を出して助けを呼ぶ。 など

(2) 校内保健安全指導の徹底

- ・廊下、階段では走らない。
- ・教室のドアの開閉には気をつける。
- ・手洗い、うがいの励行。
- ・帽子を常に机の横にかけておく。
- ・笛の携帯

(3) 避難計画の充実

4月＝不審者　8月＝地震　11月＝火災

- ・「お(サナイ)・か(ケナイ)・し(ヤベラナイ)・も(トラナイ)・ち(カツカナイ)」の徹底
- ・「避難経路・場所」事前告知無しの訓練の実施の検討

## 5 緊急事態発生時の行動決定の手順

(1) 校長・教頭

### 緊急事態が次第に迫っている場合の意思決定

- 日本人学校としての意思決定は、学校運営委員長が行う。

※実効性を伴う意思決定がなされるよう働きかける。

### 緊急事態が突発的に発生した場合の意思決定

- 突発的緊急事態の場合、何らかの事情で運営委員長が早急に意思決定できない場合は、校長が意思決定を行う。
- 校長・教頭は次の事項を十分に勘案しつつ、当面の判断を下す。緊急判断をする可能性については、事前に運営委員会の了承を得る。

※児童生徒の安全を第一とする。

※運営委員長（または副委員長）の判断を危機回避措置の基本とする。

※在ルーマニア日本国大使館の判断を十分尊重する。

## (2) 他の派遣教員・現地スタッフ

●校長・教頭は、次の事項を積極的に果たす。

※校長・教頭の指示に基づく体制の構築

※関連情報の収集と取りまとめ

※校長・教頭の指示に基づく関係者への報告連絡

※校長・教頭の指示に基づく学校防犯体制強化のための諸措置

## 6 休校、始業時刻の繰り下げ、授業打ち切り

### (1) 休校について

・自然災害（積雪・路面の凍結・暴風雨・水害等）及びその他の緊急事態（治安悪化、大渋滞、停電等）が継続し、翌日も回復の見込みがつかないと予測される場合は休校とする。

・休校の決定については、下記の通りとする。

前日……………午後3時の時点で判断する。

当日……………午前6時の時点で判断する。（決定をメール配信で連絡）

### (2) 始業時刻の繰り下げについて

・自然災害（積雪・路面の凍結・暴風雨・水害等）及びその他の緊急事態（停電等）が数時間後に回復すると予測される場合は始業時刻を繰り下げて授業を行う。

なお、始業時刻はその時の状況により、判断する。（決定をメール配信で連絡）

### (3) 授業打ち切りについて

・自然災害（積雪・路面の凍結・暴風雨・水害等）及びその他の緊急事態（治安悪化、大渋滞、停電等）の発生、あるいはそれらが悪化すると予測され、下校途中での危険な事態が起こる可能性がある場合は、下校時刻を繰り上げ、授業を打ち切る。（決定をメール配信で連絡）

・なお、天気予報により降雪等が予測され、授業の打ち切りの可能性がある場合には、保護者と連絡がつくようにしておくこと。

（保護者が外出等により通常の連絡先で連絡がつかない場合には、事前に連絡先を学校に伝えるように依頼する。）

## II けがや病気への対応

### 事故が起こったら

- 1 事故現場に校長がいない場合はすぐに連絡をとり、状況説明を行い以後の指示を仰ぐ。
- 2 その後、速やかに以下の役割に職員を分担する。(事故対策本部発動)

#### A 判断者(校長)

○事故現場全体を統括し、以後の指示系統の中核となる。状況に応じて、外部との連絡も担当する。原則として校長不在時は教頭が担当する。B～Eの担当を決め、指示を出す。

〈内容〉

- ①第 1 発見者と連携し、搬送方法についての判断を行う。その際、保護者の意向をくみ取り、以下の点を考慮し判断する。
  - ・どの車での搬送が妥当か、救急車での搬送が必要か。(到着までの時間の読み)
- ②二次災害を防ぐために何が必要か判断し、他の児童生徒の行動について待機か下校かを定める。
- ③B～Dの動きを見て、適切な判断、指示を行う。
- ④保険対応の指示を行う。 → 教頭へ
- ⑤運営委員会、大使館への連絡を行う。

#### B 第 1 発見者

○事故者に対し、必要な応急手当てを行う。また、状況に応じて緊急要請をする。  
→他の職員への応援を要請(場合によっては、児童生徒を通して応援を要請する。)

〈内容〉

- ①事故者の様子を観察し、判断を迷う場合(医療につなぐかどうか)は緊急対応とする。

#### ※緊急対応とは

医療機関につなぐこと。状況に応じて、①救急車の要請、②タクシー等で搬送、③保護者の来校を待って搬送などが考えられる。緊急対応が必要な場合、第 1 発見者は緊急要請を行う。

- ②医療行為は行わない。事故者の対応に関しては、基本的に保護者の指示に従う。

#### C 残留児童生徒担当者

○事故者以外の児童生徒を安全な場所に移動させ、その後の指示を出す。

〈内容〉

- ①現場から離れた場所で、児童生徒を集合させる。
- ②混乱を沈め、落ち着いた状況になり次第、次の指示を出す。
- ③必要に応じて教員も下校バスに乗る。

#### **D 連絡担当者**

○電話連絡の窓口として、判断者の判断を受け、保護者との連絡を行う。ルーマニア語または英語が必要な場合は、スタッフが連絡を行う。

〈内容〉

- ①保護者への第一報。連絡をとり(またはとらせて)、いつ、どこで、何が起こったのか。そして、今どんな状況で、今後どうしようと考えているかを伝える。
- ②必要に応じて、各家庭に連絡する。

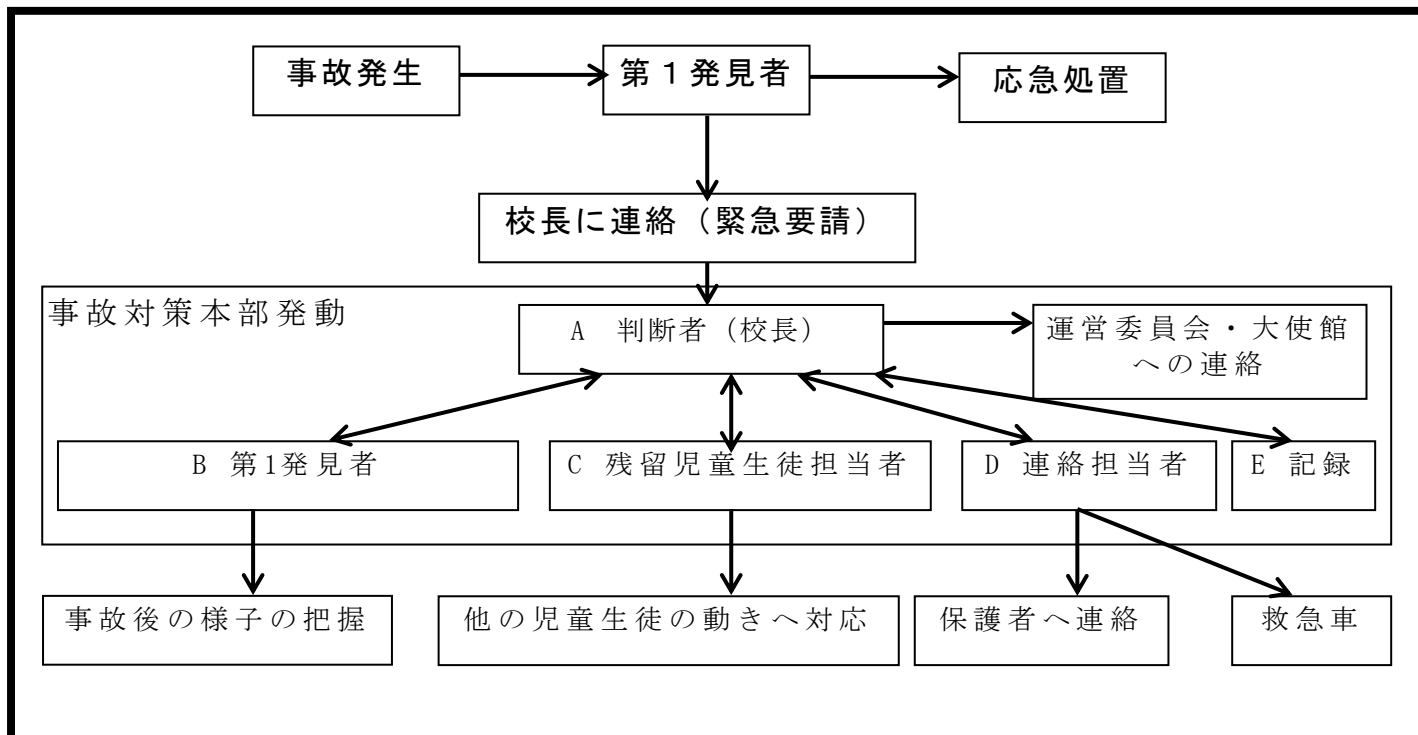
#### **E 記録**

○A～Dの担当が行った時間と内容を記録に残す。

〈内容〉

- ①事故発生の時刻の記録をとり、それ以後に行った事柄について全て記録をとる。(事故内容、応急処置の内容各方面への連絡時刻とその内容、)
  - ◎A～Eの担当は事故内容や状況に応じて、校長(または教頭)が適切に判断し担当を瞬時に決める必要がある。しかし、初期対応が重要な場合が多いので、派遣教員はどの担当についても対応できるように心構えをしておく。
  - ◎判断者の指示に応じて各担当の支援、またはその他の要員として事故対策本部の動きを助ける。
- 3 事故者が医師に診察を受けること、または完全に保護者の保護のもとに入るもののいずれかを満たし、かつ判断者が緊急対応の必要がないと判断した時点で事故対策本部は解散とする。その後は校長の判断のもと、適切な動きをとるものとする。
- なお、事故後は速やかに状況を保護者に連絡し対応するが、その際には保護者の意向を十分尊重することとする。





## 事故後の対応

- ①保護者への連絡（事故者の回復状態、今後の見通しなど）
- ②児童生徒のケア
- ③大使館、運営委員会、日本人会との連絡
- ④在外教育施設学校傷害保険適用の準備

## 留意事項

### 校外活動時の携行品

- ①救急箱
- ②ファイル  
（保健調査票縮小版、児童生徒調査票、病院一覧、危機管理マニュアル縮小版）
- ③携帯電話
- ④メモ用紙・筆記用具

### ○その他

- ・万が一に備えて、保護者も学校からの問い合わせについて、すぐに答えられるように、病院、手術、保険等について十分情報を持っていることが望ましいことを確認する。

### Ⅲ 感染症への対応

本マニュアルは本校の児童生徒及び教職員が感染症に罹患したと認められた際に、罹患者への迅速且つ適切な対応と感染拡大の阻止を目的に作成された。但しその運用については実情に即して柔軟に扱うものとする。

尚、本マニュアルでいうところの「医師」とはルーマニア国内において医師免許を有し、本校の児童生徒及び教職員に対して医療処置を行える者を指す。

#### 1 発症の確認（外部での検査に基づく）

発症の確認は、各家庭において、病院での検査結果を基に、医師に相談の上で行う。その際、病原菌、感染症名等の特定は専門の医師によりなされたものを根拠とする。病原菌と感染症が特定された時点で、以下、学校としての取るべき対応の判断を学校長が下す。

#### 2 検査

医師と相談の上必要と認められた場合にのみ、児童・生徒及び教職員全員の感染状況の検査（一次）を行う。検査実施の連絡は事前に学校より全保護者に行い、同意を得る。同意を得られない場合は、経過を観察するため、数日間の登校または出勤を停止する措置を執ることを検討する。

結果が判明次第、保護者及び職員に対し個々に連絡をする。

#### 3 結果確認後の児童・生徒及び教職員の処置

(1)児童生徒は感染が認められない場合は、通常通り登校する。

(2)教職員は感染が認められない場合は、通常通り勤務する。

(3)児童生徒に感染が認められた場合

1) 感染した児童・生徒について

①児童生徒は、医師が必要と判断した場合に通院及び治療を行う。

②児童生徒は、学校保健法に基づき出席停止扱いとなる事がある。

③治療後、医師の診断に基づき、登校を開始する。

2) 感染が認められない児童・生徒について

①感染が認められない児童生徒については、一次検査以降の経過を考慮し、必要に応じ二次検査を実施し、経過を観察する。結果によって、上記 1)の処置をとる。

(4)教職員に感染が認められた場合

1) 感染した教職員について

①感染が認められた教職員は、医師が必要と判断した場合に通院及び治療を行う。

②感染が認められた教職員は、感染症によっては自宅待機となる事がある。

③治療後、医師の診断に基づき、勤務を開始する。

2) 感染が認められない教職員について

①感染が認められない教職員については、一次検査以降の経過を考慮し、必要に応じ二次検査を実施し、経過を観察する。結果によって、上記 1) の処置をとる。

#### **4 臨時休校措置の決定**

感染症の種類あるいは感染者数とその状況に応じて、医師に相談の上、その時点の学校長の判断により休校措置をとる。臨時休校の連絡は、事前に学校より全保護者に行う。必要に応じて日本人会会員へ臨時休校措置、感染症発生の事実と経過につき連絡する。

#### **5 臨時休校措置の解除**

臨時休校の解除は、医師に相談の上、学校長の判断で解除する。

## IV 火災への対応

# 火災発生



### 現認者

- 1 周囲の児童生徒の安全確保
- 2 応援の依頼
- 3 職員室（校長・教頭）への連絡
- 4 初期消火



### 緊急対策本部（職員室）

- 1 状況の把握
- 2 火災発生場所の確認
- 3 避難経路の決定
- 4 避難場所の決定
- 5 消防、警察へ連絡指示
- 6 学校財産搬出指示

消 防  
112

POLITIA  
(Volntari警察署)  
021-350-5596  
(公営)  
112



「〇〇から火災発生！」  
「先生の指示に従って第1  
(または3) 避難場所に避難  
しなさい」

## 全校へ連絡（拡声器のサイレン）



## 校庭へ避難（原則）

### 緊急対策本部（避難場所）

- 1 児童生徒の安全確認（人員点呼）
- 2 児童生徒の安全保持
- 3 行方不明者の搜索指示
- 4 初期消火指示

- ① 帽子を着用する。
- ② ハンカチで口を押さえる。
- ③ 姿勢を低くして避難する。
- ④ 「おかしもち」の徹底

#### 【緊急対策役割分担】

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| ○総指揮、大使館、運営委員長報告     | ・・・校長（対応後文科省へ報告） |
| ○児童生徒の人員点呼、安全確認      | ・・・教頭            |
| ○避難誘導、避難先での児童生徒指導    | ・・・島             |
| ○初期消火（消火器：理科室、ブカタリエ） | ・教頭、校長           |
| ○搬出                  | ・・・溝渕、川野         |
| ○消防、POLITIA連絡        | ・・・ミハイ、カルメン      |
| ○保護者連絡               | ・・・文書：教頭 電話：担任   |

## V 地震への対応

(学習中)

# 地震発生



### 【校舎内】

1分間はじっとして揺れが収まるのを待つ。

### 第一次避難

机の下など安全な場所に避難する



### 緊急対策本部（職員室）

- 1 状況の把握
- 2 避難するか否かの決定
- 3 避難経路の決定
- 4 避難場所の決定

### 【校舎外】

- ① 帽子、衣類等で頭を守る。
- ② 建物、塀から離れ、教師の指示を待つ。
- ③ 切れた電線に注意する。

「先生の指示に従って第2避難場所に避難しなさい。」

## 全校へ連絡（肉声）



### 第二次避難

- 1 「お・か・し・も・ち」の徹底
- 2 児童生徒の安全確認（人員点呼）
- 3 児童生徒の安全保持
- 4 行方不明者の搜索指示

### 【携行品】

- ・危機管理マニュアル（教頭）
- ・救急セット（溝渕）
- ・携帯電話（各自）
- ・児童生徒名簿（教頭）

## 校庭へ避難（原則）

### 緊急対策本部（避難場所）

- 1 児童生徒の安全確認（人員点呼）
- 2 児童生徒の安全保持
- 3 行方不明者の搜索指示
- 4 （学校財産搬出指示）
- 5 今後の対策検討

### 【緊急対策役割分担】

- 総指揮、大使館、運営委員長報告
- 児童生徒の人員点呼、安全確認
- 避難誘導、避難先での児童生徒指導
- （火災発生）初期消火／（火災未発生）避難誘導
- 搬出
- 消防、POLITIA、救急車連絡
- 保護者連絡

校長（対応後文科省へ報告）  
教頭  
島  
教頭、校長  
溝渕、川野  
ミハイ、カルメン  
文書＝教頭、電話＝担任

# 地震への対応

(バス乗車中)

# 地震発生

## 大規模地震

- ・各所で建物が倒壊する
- ・信号等が動かず、交通マヒ状態
- ・道路には、人が多く出てきている

バスは動けない

## 中規模地震

- ・建物は倒壊していない
- ・所々で、交通マヒ状態
- ・道路には、人が多く出てきている

バスは少し動ける

## 第一次避難

直ちに停車し、揺れが収まったら近くの安全な場所へ停車

- 鞆、フード等で頭を守り、伏せる。「頭を伏せて！」
- 携帯の音が聞こえるように、「静かに！」

連絡（携帯電話）

## 緊急対策本部（職員室）

- 1 児童生徒の安全の確認
- 2 バス停車場所、周囲の状況、バスの走行可否の把握
- 3 避難場所の決定（学校）
- 4 大使館との連絡

救助（徒歩）

## 第二次避難

- 1 救助（応援職員）を待つ
- 2 救助が来たら、歩いて避難  
(ルーマニア人スタッフにも先頭を歩いてもらう)

## 第二次避難

- 1 学校と連絡をとりながらバスで学校へできるだけ移動
- 2 バスが動けなくなったら、学校と連絡し、救助を待つ
- 3 救助が来たら、歩いて避難

- 荷物はバスに置き、帽子をかぶって避難する。
- 高い建物や塀を離れ、切れた電線、その他の落下物に気をつけて避難する。
- 応援職員は先頭と最後尾。ルーマニア人スタッフにも先頭を歩いてもらう。

## 学校避難後の対応

- 1 児童生徒の安全確認（人員点呼）
- 2 児童生徒の安全保持  
→保護者への引き渡しまで
- 3 バスに乗車していない児童生徒の安全確認

### 【緊急対策役割分担】

- 総指揮、大使館、運営委員長報告（対応後文科省へ報告）
- 児童生徒の人員点呼
- 携帯による連絡
- 避難誘導、安全確認、避難先での児童生徒指導
- 救助（バスへ向かう）
- 消防、POLITIA連絡
- 保護者連絡

- 校長
- 教頭
- 教頭
- 溝淵、川野、島
- ミハイ、カルメン
- ミハイ、カルメン
- 文書＝教頭、電話＝担任

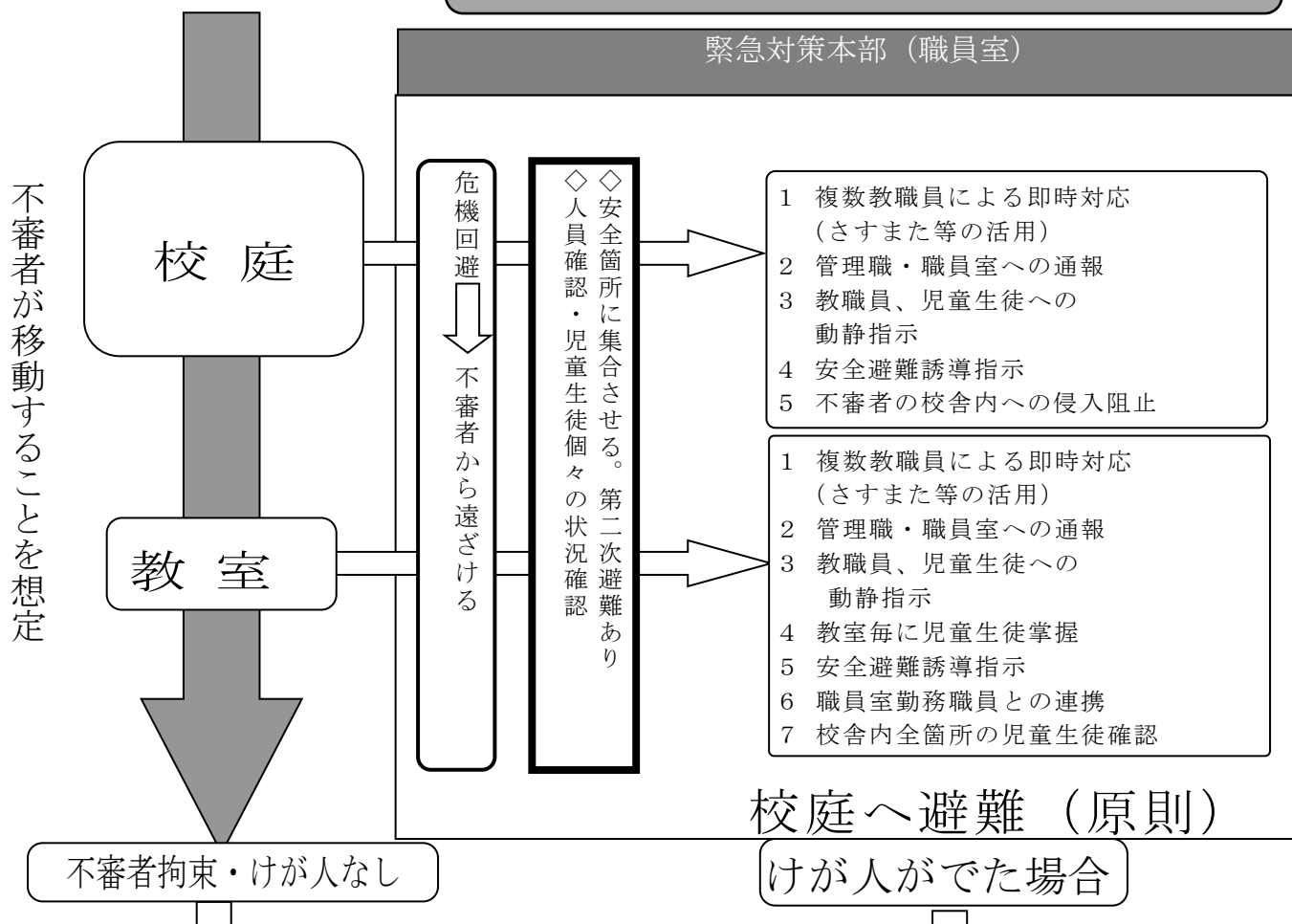
- 【救助者携行品】
- ・危機管理マニュアル
  - ・救急セット
  - ・携帯電話（携帯無線）
  - ・児童生徒名簿

# VI 不審者への対応



- ◇POLITIA（112）への緊急通報
- ◇不審と感じられる者への「声かけ」
- ◇「不審者の可能性」を判断した場合の職員相互伝達
- ◇管理職・職員室への通報

笛を吹いて不審者の侵入を伝える。「ピーーッ！！」

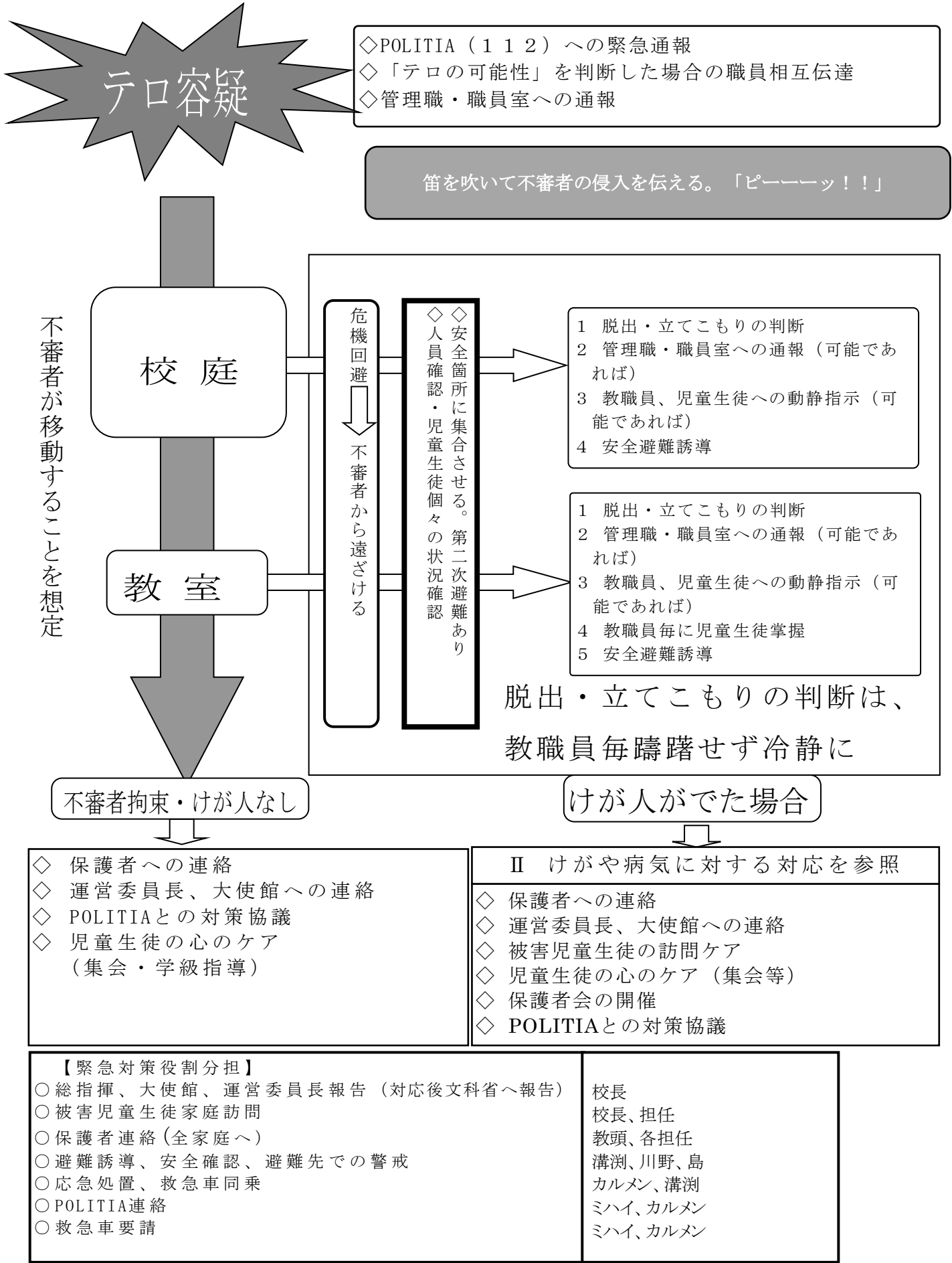


- ◇ 保護者への連絡
- ◇ 運営委員長、大使館への連絡
- ◇ POLITIAとの対策協議
- ◇ 児童生徒の心のケア (集会・学級指導)

- II けがや病気に対する対応を参照**
- ◇ 保護者への連絡
  - ◇ 運営委員長、大使館への連絡
  - ◇ 被害児童生徒の訪問ケア
  - ◇ 児童生徒の心のケア (集会等)
  - ◇ 保護者会の開催
  - ◇ POLITIAとの対策協議

<p><b>【緊急対策役割分担】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総指揮、大使館、運営委員長報告 (対応後文科省へ報告)</li> <li>○ 被害児童生徒家庭訪問</li> <li>○ 保護者連絡 (全家庭へ)</li> <li>○ 避難誘導、安全確認、避難先での警戒</li> <li>○ 不審者への対処</li> <li>○ 応急処置、救急車同乗</li> <li>○ POLITIA連絡</li> <li>○ 救急車要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長</li> <li>校長、担任</li> <li>教頭、各担任</li> <li>溝渕、川野、島</li> <li>ミハイ、教頭</li> <li>溝渕、カルメン</li> <li>ミハイ、カルメン</li> <li>ミハイ、カルメン</li> </ul>
--	---

# VII テロ行為への対応





## Ⅷ スクールバス交通事故に対する対応

# 事故発生

緊急連絡 (ドライバー、バス委員、警察等からの連絡)

### 職員室 (第一受信者)

- 1 児童生徒の安全の確認 (けが人がいるかいないか)
- 2 事故発生場所、周囲の状況、バスの走行可否の把握
- 3 POLITIA、救急車等への連絡
- 4 怪我人がいた場合、職員2名 (うち1名はスタッフ) 事故発生現場へ直行、状況確認

状況確認 (第一受信者 → 校長 → 全職員)

- ◇ 父母会代表、バス委員、バス会社、現場に向かった職員、校長 (教頭) とで連絡を取り合う。
- ◇ 大使館、運営委員長に連絡。(校長)

〈事故処理・搬送終了後の対応検討〉

- ・ 児童生徒への聞き取り
- ・ 被害児童生徒の訪問ケア等も含め

保護者・バス委員へ連絡

#### 【緊急対策役割分担】

- 総指揮、大使館、運営委員長報告、警察との協議 (対応後文科省へ報告)
- 現場での状況確認 (いずれか1名)
- 被害児童生徒家庭訪問
- 現場にて通訳
- POLITIA、救急車連絡

校長、ミハイ、カルメン  
教頭、溝淵、川野、島  
校長、担任  
ミハイ、カルメン  
ミハイ、カルメン

## 緊急時連絡先一覧

日本大使館		学校運営委員会	
(TEL) 021-319-1890		五藤委員長 (携帯)0735-862-973	
領事 0722-210-985		山戸副委員長 (携帯)0728-996-192	
次席 0722-567-543			
文部科学省		警察	
(TEL) 0081-3-5253-4111		〈Voluntari警察署〉021-350-5596	
(夜間)0081-3-6734-2441		〈公 営〉 112	
※一報後「在外教育施設緊急連絡票」使用			
救急車		航空券手配	
〈公 営〉 112		〈Exact〉0744-633-634	
		〈VisitRomania〉0742-996-828	
消 防		地震速報	
〈公 営〉 112		<a href="http://www.emsc-csem.org/">http://www.emsc-csem.org/</a>	
緊急病院			
<SPITALUL CLINIC DE URGENȚĂ PENTRU COPII GRIGORE ALEXANDRESCU>			
Bd. Iancu de Hunedoara, nr.30-32, Sector 1, Bucuresti		(021)-316-9366	
<SPITALUL CLINIC DE URGENȚĂ BUCUREȘTI			
Calea Floreasca nr . 8 Sector 1, Bucuresti		(021)- 599-2300	

## 資料② 狂犬病対策マニュアル

発症すればほぼ確実に死亡するので、感染の可能性がある場合には必ず次のような対処が必要である。

咬傷をうけたら、まず傷口を石鹼水でよく洗い、消毒液やエタノールで消毒すること。狂犬病ウイルスは弱いウイルスなので、これで大半は死滅する。そして、すぐにワクチン接種を開始すること。事前に予防接種をしていなければ合計6回、していれば2回接種する。この接種は、潜伏期間内に必要回数を受けなければならず、咬傷部位によっては、接種回数が間に合わず発病に至ってしまうケースもある。

### 暴露後ワクチン接種

ブカレストには、ワクチンが常備されている病院は2箇所あるが、在留邦人の住居区に最も近いのは下記 INSTITUTUL DE BOLI INFECTIOASE である。当病院は、24時間緊急対応病院で予約なしに大人、子ども問わず無料で診断、接種可能である。

					
<b>INSTITUTUL NAȚIONAL DE BOLI INFECTIOASE</b>		<b>Secretariat Manager</b>			
		Telefon/Fax: <b>021 318.60.90</b>			
		e-mail: <a href="mailto:secretariat@mateibals.ro">secretariat@mateibals.ro</a>			
HOME	Despre Noi	Activitate stiintifica	Evenimente	Link-uri	Contactati-ne

**Adresa:** Str. Dr. Calistrat Grozovici, nr. 1, Sector 2, Bucuresti.  
**Mijloace de transport:** tramvai 34; autobuz 335, 330

**Telefon centrala: 021 201.09.80**



## 受付、診断

最初に事故の場所、時間、状況の聞き取り。IDの確認。

医師の診断、処置室にてワクチン接種。

一度診断してもらい接種プログラムをもらえば、24時間いつ行っても接種可能。

受付、医師ともに英語は通じないため、ルーマニア人通訳を伴う必要あり。

INSTITUTUL DE BOLI INFECTIOASE  
"PROF.DR.MATEI BALS"  
Str.Dr.Grozovici nr.1, Sector 2

FISA DE PROGRAMARE A TRATAMENTULUI

Numele si prenumele.....  
Varsta.....7.....

Nr.fisei de profilaxie antirabica:.....

Ziua 0.....23 XII..... Ziua a 14-a:.....67.....  
Ziua a 3-a.....26 XII..... Ziua a 21-a:.....  
Ziua a 7-a.....30 XII..... Ziua a 28-a:.....20 I 2009.....  
Ziua a 90-a:.....

Data 23 XII 2008

Dr. GHEORGHE SI ENA  
Medic veterinar  
M.P.

Nota: Prezenta fisa permite accesul la centrul antirabic in zilele specificate mai sus.

### ●狂犬病の注射を打ってほしい

ヴァロク サミファチェ ウン ヴァクチン アンティラビク

Va rog sa-mi faceti un vaccine antirabic

### ●破傷風血清を打ってほしい

Va rog sa-mi faceti un vaccine antitetanos

令和6(2024)年度 危機管理マニュアル配付一覧表

No.	配付者
1	校長(高橋)
2	教頭(橘)
3	派遣教員(島)
4	派遣教諭(溝渕)
5	派遣教諭(川野)
6	スタッフ(ミハイ)
7	スタッフ(カルメン)
8	学校保管(職員室)
9	運営委員長(五藤)
10	運営副委員長(山戸)
11	運営委員(橋詰)
12	運営委員(神田)
13	運営委員(和多)
14	運営委員(佐藤)
15	大使館(中村)
16	日本人会会長(中村)
17	保護者(結城)
18	保護者(谷口)
19	保護者(川野)
20	保護者(青木)
21	保護者(ギョルゲ)
22	保護者(高野)
23	保護者(溝渕)
24	保護者(和多)
25	保護者(山戸)
26	保護者(水野)
27	保護者(橋本)